

入院時の食事療養費の負担額変更のお知らせ

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より
令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和7年4月1日より下記のように負担金が変わりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養費の標準負担額(患者様負担分)			
所得区分		令和7年3月31日迄	令和7年4月1日から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様	※全医療機関共通の値上げとなります	
区分ア	現役並みⅢ	1食490円 (1日3食 1,470円)	1食510円 (1日3食 1,530円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円 (1日3食 690円)	1食240円 (1日3食 720円)
	低所得Ⅰ	1食110円 (1日3食 330円)	変更無し

(注1) 所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。

(注2) 流動食のみ提供する場合は除きます。

(注3) 公費医療（難病）等により、負担金額が異なる場合があります。

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

お問い合わせ先

池上総合病院 医事課

電話番号 03-3752-3151（代表）